平成２３年（フ）第３３８号
神戸市中央区北野町１丁目５番21号　ケーシーコート６Ｂ
債務者　荒木　祥史
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９号
神戸市中央区北野町１丁目５番21号　ケーシーコート６Ｂ
債務者　荒木麻由美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７６号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地１棟310号
債務者　谷口　弘史
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０１号
神戸市垂水区宮本町２番13号　シーライフ垂水103号
債務者　村上　美賀
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７９号
神戸市垂水区福田３丁目４番16－403号　ジュネス福田
債務者　山本　秋樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８８号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番405―301号
債務者　西　　ゆか
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９７号
神戸市北区藤原台北町４丁目３番８号、従前の住所神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１
債務者　村田　　充
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９８号
神戸市須磨区東落合１丁目３番175―204号
債務者　金平　章男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００７号
神戸市長田区高取山町２丁目９番17号　ときわビューハイツ203号
債務者　榮　　陽美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１３号
兵庫県三木市加佐470番地
債務者　髙田　祐子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４８号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目４番５―408号、従前の住所神戸市北区君影町１丁目２番12―611号
債務者　大藤　仁志
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８号
兵庫県西宮市小松西町２丁目１番２―801号
債務者　西口　　伸
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目18番13号
債務者　北本　正美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２０号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目１番１―508号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目１番75―1103号
債務者　上原　研二
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２１号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目１番１―508号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目１番75―1103号
債務者　上原　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０号
鳥取県倉吉市鴨河内363番地１
債務者　福本　優子（旧姓太田・大塚）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４５号
鳥取県倉吉市宮川町155番地の22
債務者　伊藤　敏彦
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部